

豊明市行補助金等検討委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)の会議は公開するものとする。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、委員会が判断した場合は、公開しないことができる。

2 傍聴者の人数

傍聴者は、別途委員長が定めるところにより認めるものとし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定める。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市のホームページ」に掲載する。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとする。

5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、委員会に対する発言はできない。

また、委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできない。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、委員長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとする。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び委員会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により配付する。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとする。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

9 施行

この要領は、平成25年7月29日から施行する。